高知県地域福祉活動推進事業費補助金交付要綱

第1条~第5条 略

(補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)~(11) 略

(12) 補助事業者は、間接補助金の交付に当たっては、間接補助事業者に対して第3号から第6号まで<u>及び前2号</u>に掲げるもののほか、次の条件を付さなければならないこと。

補助事業の終了後において、消費税の申告により当該間接補助金に係る消費税仕 入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに補助事業者に報告するとと もに、当該金額を補助事業者に返還しなければならないこと。

第7条~第10条 略

附則

1 この要綱は、<u>今和5年4月1日</u>から施行する。ただし、次項の規定は<u>、</u>同年<u>3月</u> 28 日から施行する。

2 略

3 この要綱は、令和<u>6</u>年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第3号から第6号まで、第8条第3項及び第10条の規定は、同日以後もなおその効力を有する。

附則

この要綱は、平成25年8月16日から施行し、同年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

ĺΗ

高知県地域福祉活動推進事業費補助金交付要綱

第1条~第5条 略

(補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次<u>の各号</u>に掲げる事項を 遵守しなければならない。

(1)~(11) 略

(12) 補助事業者は、間接補助金の交付に当たっては、間接補助事業者に対して第3号から第6号まで、第10号及び前号に掲げるもののほか、次の条件を付さなければならないこと。

補助事業の終了後において、消費税の申告により当該間接補助金に係る消費税仕 入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに補助事業者に報告するとと もに、当該金額を補助事業者に返還しなければならないこと。

第7条~第10条 略

附則

1 この要綱は、<u>今和4年4月1日</u>から施行する。ただし、次項の規定は同年<u>3月30</u>日から施行する。

2 略

3 この要綱は、令和<u>5</u>年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第3号から第6号まで、第8条第3項及び第10条の規定は、同日以後もなおその効力を有する。

附則

この要綱は、平成25年8月16日から施行し、同年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

| 新 | IB |
|---|--|
| 附 則 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。 | 附 則 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。 |
| 附 則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。 | 附 則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。 |
| 附 則 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。 | 附 則 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。 |
| <u>附 則</u> この要綱は、令和5年4月1日から施行する。 | |
| 別表第1 (第2条、第3条関係) 1 事業内容 2 補助基準額 3 補助対象経費 | 別表第 1 (第 2 条、第 3 条関係) 1 事業内容 2 補助基準額 3 補助対象経費 |
| 1 市町村社会福祉協議会の総合相談・生活支援機能の強化、地域福祉活動計画に基づく小地域福祉活動計画に基づく小地域福祉活動計画に基づく小地域福祉活動かび身近な地域において住民による共助の取組(※)の活性化の実践支援等を目的として行う、次の事業・地域福祉のコーディネーター等の人材育成を目的とした研修会等の開催・市町村社会福祉協議会への助言・指導又は広域的なコーディネートの実施(※:身近な地域における住民による共助の取組の例)・課題を抱える者の早期発見 | 1 市町村社会福祉協議会の総合相談・生活支援機能の強化、地域福祉活動計画に基づく小地域福祉活動計画に基づく小地域福祉活動及び身近な地域において住民による共助の取組の活性化(※)の実践支援等を目的として行う、次の事業・地域福祉のコーディネーター等の人材育成を目的とした研修会等の開催・市町村社会福祉協議会への助言・指導又は広域的なコーディネートの実施(※:身近な地域において住民による共助の取組の活性化の例)・課題を抱える者の早期発見 |

| 新 | 旧 |
|---|---|
| 気軽に安心して通える居場所の確保 課題を複合化・複雑化させないための予防的対処 地域資源を最大限活用した連携の仕組みづくり | 気軽に安心して通える居場所の確保 課題を複合化・複雑化させないための予防的対処 地域資源を最大限活用した連携の仕組みづくり |
| 別表第2(第5条、第6条関係)略 | 別表第2(第5条、第6条関係) 略 |
| | |

新 旧 別記 別記 第1号様式(第4条関係) 第1号様式(第4条関係) 令和 年 月 令和 年 \exists 月 高知県知事 高知県知事 様 所 在 地 所 在 地 社会福祉法人高知県社会福祉協議会 社会福祉法人高知県社会福祉協議会 代表者名 代表者名 牛年月日 牛年月日 補助金交付申請書 補助金交付申請書 高知県補助金等交付規則第3条及び高知県地域福祉活動推進事業費補助金交付要綱 高知県補助金等交付規則第3条及び高知県地域福祉活動推進事業費補助金交付要綱 第4条の規定により、令和 年度高知県地域福祉活動推進事業費補助金の交付を下記 第4条の規定により、令和 年度高知県地域福祉活動推進事業費補助金の交付を下記 のとおり関係書類を添えて申請します。 のとおり関係書類を添えて申請します。 記 記 1 補助金交付申請額 円 1 補助金交付申請額 円 2 補助事業の目的及び内容 2 補助事業の目的及び内容 3 添付書類 3 添付書類 (1) 高知県地域福祉活動推進事業費補助金所要額調書(別紙1) (1) 高知県地域福祉活動推進事業費補助金所要額調書(別紙1) (2) 支出予定額內訳書(別紙2) (2) 支出予定額内訳書(別紙2) (3) 事業実施計画書(別紙3) (3) 事業実施計画書(別紙3) (4) 収支予算書抄本(別紙4) (4) 収支予算書抄本(別紙4) (5) 県税の滞納がない旨を証する納税証明書 (5) 県税の滞納がない旨を証する納税証明書 又は 県税完納情報の提供に係る同意書(※1)及び本人確認書類の写し(※2) ※1: 税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式。 ※2:補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康 保険証の写し等。補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナン バーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。 (注) マイナンバーカードは表面のみコピー (裏面はマイナンバーの表示が あるため、提出は不可とする。)、健康保険証の保険者番号及び被保険者 等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。

| 新 | 旧 |
|-------------|-------------|
| | ID |
| | |
| 別記第2、3号様式 略 | 別記第2、3号様式 略 |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

| 新 | 旧 |
|--|--|
| 第4号様式(第8条関係) | 第4号様式(第8条関係) |
| 令和 年 月 日 | 令和 年 月 日 |
| 高知県知事様 | 高知県知事様 |
| 所在地 社会福祉法人 高知県社会福祉協議会 代表者名 | 所 在 地 社会福祉法人 高知県社会福祉協議会 代 表 者 名 |
| 事業実績報告書 | 事業実績報告書 |
| 令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の(変更)交付の決定 通知がありました令和 年度高知県地域福祉活動推進事業が完了しましたので、高知 県補助金等交付規則第11条第1項及び高知県地域福祉活動推進事業費補助金交付要綱第8条 <u>第1項</u> の規定により、下記のとおり報告します。 | 令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の(変更)交付の決定 通知がありました令和 年度高知県地域福祉活動推進事業が完了しましたので、高知 県補助金等交付規則第11条第1項及び高知県地域福祉活動推進事業費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。 |
| 記 | 記 |
| 1 補助金交付決定額 円 | 1 補助金交付決定額 円 |
| 2 補助金受入年月日 令和 年 月 日 | 2 補助金受入年月日 令和 年 月 日 |
| 3 添付書類 (1) 高知県地域福祉活動推進事業費補助金精算額調書(別紙6) (2) 支出済額内訳書(別紙7) (3) 実績報告書(別紙8) (4) 収支決算(見込み)書抄本(別紙9) | 3 添付書類 (1) 高知県地域福祉活動推進事業費補助金精算額調書(別紙6) (2) 支出済額内訳書(別紙7) (3) 実績報告書(別紙8) (4) 収支決算(見込み)書抄本(別紙9) |

| 新 | 旧 |
|-----------|-----------|
| 別記第5号様式 略 | 別記第5号様式 略 |
| 別紙1~9 略 | 別紙1~9 略 |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |